



the most beautiful
villages
in japan
「日本で最も美しい村」連合

日本で最も美しい村 東白川村
次世代に繋ぐ地域の絆、再生する村づくり

東白川村議会活動情報紙

くらしと議会



表紙写真：東京陳情の様子 ※写真撮影のため、マスクを外しています。

No. 181

2023.2.15
年4回発行
定例議会毎

第4回定例会

02 12月定例会／補正・条例・その他

03 一般質問

03 アユ漁観光など来村対応について ～ 安保泰男 議員
村外通勤における通勤費補助制度について

04 新型コロナウイルスとインフルエンザ ～ 安江健二 議員
感染防止対策について

05 東白川村の人口減少と移住定住施策 ～ 今井美和 議員
について

06 議会のあしあと 11月臨時会 議員のひとこと

人口2,104人
〔令和5年2月1日現在〕

発行：東白川村議会 編集：議会報編集委員会

〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地 ☎ 0574-78-3111 <https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/>

令和四年第四回定例会を開催

令和四年第四回定例会は、十二月九日に開催しました。

議案等は、報告一件、条例改正三件、補正予算六件、その他一件を可決・承認し、同日閉会しました。

◆報告

①令和四年度定期監査結果報告について

・予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は適正であり正確でした。
 ・現地調査においても指定管理施設等の管理状況は適正で、周辺の環境整備もできていました。

◆条例改正

①地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例に整備に関する条例
 法改正に伴い、東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等関係する七条例の一部改正と東白川村職

員の再任用に関する条例の廃止を一括条例として議決しました。

②東白川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

法改正に伴い、職員の定年を六十歳から六十五歳に段階的に引き上げ、管理監督職務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制などを規定する改正を行いました。

③東白川村職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

法改正に伴い、管理監督職務上限年齢導入による降給に関する規定を設ける改正を行いました。

◆補正予算

①令和四年度一般会計補正(第七号)

補正額五千七百六十八万円増
 ふるさと思いやり基金積立金八百五十九万二千元、交通安全対策費六十八万七千元、岐阜県議会議員選挙六十九万七千元、子育て支援室運営事業二十二万九千元、みつば保育園運営費三百十八万六千元、簡易水道特別会計繰出金△四十三万千元、肥料高騰対策緊急整備事業補助金二百二十八万四千元、農業次世代人材投資資金補助金△百五十万円、魚の宿工アコン設置工事八十一万四千元、基金活用農用地等修繕工事千五十

万円、プレカット施設整備補助金六十万六千元、上田谷流路工測量設計委託料五百五十万円、イベント支援事業△百七十万円、商業新規開業支援補助金百万円、ふるさと納税事業二百七十七万円、つちのこ資料館改築工事百十万円、つちのこ資料館備品購入費二百四十万円、道路橋梁維持事業六百五十万円、河川砂防事業七十一万円、小学校管理費一般九十七万六千元、中学校管理費一般九十九万六千元、はなのき会館管理費七十一万千元

保健給付費等交付金償還金 二万二千元

③令和四年度介護保険特別会計補正(第二号)

補正額 増減なし
 居宅介護サービス給付費△四百万円、施設介護サービス給付費四百万円、訪問型サービス給付費十七万円、通所型サービス事業△七十万円、配食サービス事業十八万円、みまもりのわ高齢者支援事業三十五万円

④令和四年度簡易水道特別会計補正(第二号)

補正額二千九百二十二万円減
 簡易水道建設事業△三千八十七万五千元、施設維持管理費百六十一万九千元

⑤令和四年度下水道特別会計補正(第四号)

補正額五十万円
 施設維持管理費五十万円

⑥令和四年度国保診療所特別会計補正(第五号)

補正額三百七十六万四千円増
 総務一般管理事業二百七十二万八千元、医業一般管理事業七十三万六千元

◆過疎地域持続的発展計画の変更について
 神付地内の村道修繕等四か所の追加について議決しました。

一般質問（安保泰男議員）



第四回定例会で、三人の議員から村政全般についての質問が行われました。

- ・アユ漁観光など来村対応について
- ・村外通勤における通勤費補助制度について

Q・アユ漁来村者の駐車場について。

毎年、アユ漁時期には、年間一万八千人近くが来村されますが、河川近くの道路での駐車問題が毎年問われます。駐車場の場所が分かる村内観光、アユ漁スボットなどをマップとして漁協と共催し、作成、配布を試みてはどうか伺います。

A・用地の確保が困難な状況です。
(総務課長)

現在も特別な事情がない限りアユ漁来村者には駐車場として使っていたりしている状況です。ただし、これらの場所を駐車場として開放し、公表することは差し控えたいと考えています。

アユ漁時期における駐車場不足について、漁協においては駐車場を確保したい意向はありますが、用地の確保が非常に困難な状況となっております。また、本村だけのマップを作成するより、現在作成しているパンフレットを充実していきたいという意向でした。村においてもアユ漁来村者のためだけに駐車場の確保は予定しておりません。漁協への駐車場候補地の紹介、支援、マナー向上の啓発を通じてアユ漁時期の交通安全について配

慮していきたいと考えています。

Q・駐車場不足の対応について。

村の保有地であるグラウンド、公園、工場跡地を定期的に駐車場として開放することは出来ないか伺います。

A・現在でも利用いただいている状況ですが、駐車場として公表することは差し控えます。
(総務課長)

現在も特別な事情がない限りアユ漁来村者には駐車場として使っていたりしている状況です。ただし、これらの場所を駐車場として開放し、公表することは差し控えたいと考えています。

この部分の速度制限、あるいは追い越し禁止などの対応が出来ないか伺います。

A・地域住民の要望により変更は可能ですが、ご意見をまとめていただき、村まで要望を提出いただきたいと思います。
(総務課長)

加茂警察署へ問い合わせたところ、道路のみ出し可能区間については白色の点線が道路に引かれており、はみ出し禁止区間については、白色または黄色の実線が引かれています。速度についてこの区間は、道路交通法施行令により五十キロの速度規制になっております。

これらの変更については、地域住民の要望により変更は可能との回答をいただいています。村では今後、自治会長会議や交通安全協会の理事会などでご意見を伺いたいと考えていますし、道路沿いの方々や自治会などにご意見まとめていただき、

村へ要望していただければ村で村民の意向を尊重し、要望書を加茂警察署まで提出したいと考えています。

ただし、速度規制については、道路交通法において交通の安全だけでなく交通の円滑を図ることも目的とされているため、要望であっても簡単に変わることは出来ないと回答いただいております。

Q・村外通勤における通勤費補助支援について。

村民の村離れが見られる中、村外通勤をされている職人さんなど通勤補助金支援制度の設立なども踏まえた見直しについて伺います。

A・補助の制度設計を試みたこともありましたが、断念した経緯があります。代わりにして、燃料高騰の直接的支援ではなく、一律にこの商品券を配布し、村民生活を支援することとしました。
(村長)

今年、物価高騰・燃費高騰が社会的にも問題になってきております。国からは石油元売への助成や肥料高騰分について補助などの対応が行われています。

燃料高騰に関して、本村でも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、村外に通勤されている方に対して補助をしようと補助金の制度設計を試みた時期もありましたが、燃料高騰分の把握、また一つの価格と比較するのが、対象者、対象期間、補助額、燃料高騰の基準、申請書類作成などの課題があり、どのように補助金を支給するのかは、事務的な難題も多く、制度を断念した経緯があります。

その代わりとして、燃料高騰の直接的な支援ではなく、うちの商品券を配付することで一律に村民生活を支援する方向を定め、村内の消費喚起も含めて事業実施を行っております。このように間接的支援ではありますが、物価高騰・燃料高騰への支援をこれから行なってまいりたいと考えています。

一般質問 (安江健二議員)



・ 新型コロナウイルスとインフルエンザ感染防止対策について

Q・村の接種率について。東白川村における接種率について伺います。また、全国のワクチン接種同様に減少しているとしたら、その原因について伺います。

A・接種率は減少しています。この原因としてつらい副反応や重篤な症状になりにくくなったこと等が考えられます。

(保健福祉課長)

十一月三十日現在で、一回目の接種率は九十七・七%、二回目が八十四・六%、四回目は五歳から十一歳の小児接種がなく六十九%です。五回目につきましては、六十五歳以上が三十七・九%、十二歳から六十四歳で四・六%です。これは五回目接種を受ける方が今のところ六十歳以上の高齢者、五十九歳以下の基礎疾患のある方と医療や介護等の仕事に従事している方に限られているためです。

村においても接種者が減少しています。その原因としてワクチン接種に

よるつらい副反応があったことや感染力は強いものの重篤な症状にはなりにくいと言われるオミクロン株が主流になったことによる油断や慢心、複数回接種による慣れが考えられます。

Q・コロナとインフルエンザの同時流行における対応について。

A・現在のコロナとインフルエンザの症状は似ているため、区別が困難ですが、インフルエンザは感染様式、検査の精度、治療法が確立しているため対応は異なります。

(診療所事務局長)

現在のコロナ感染症はオミクロン株によるもので症状がインフルエンザにとてもよく似ています。そのため、症状だけでは区別することが困難です。ただし、新型コロナウイルスの方が感染力が強いこと、重症化率・死亡率が高いこと、治療法が異なることから、区別をつける必要がある場合には両方の抗原検査を行います。インフルエンザについては感染様式、

検査の精度、治療法が確立しており、コロナとは異なるため次の対応を行います。①村のように人の出入りが少なく感染状況が把握しやすい地域ではインフルエンザが起これば心配する必要はありません。このため検査も行いません。②インフルエンザの迅速抗原検査の感度は六十五%で三人に一人は陰性と判定されることがあります。一方、よく効くタミフルという薬があり、心配な副作用等がないことが分かっています。そのため、検査を行わなくても流行状況と症状から判断してインフルエンザが心配であればタミフルを服用することが良いと考えます。③

両方のウイルスに同時感染した場合も両方の治療を行い、感染予防対策や療養期間はコロナに準じます。

Q・コロナの経口治療薬ゾコバ錠の使用について。

A・重症化リスクのない人が対象とされています。当面は一般流通はされません。

(診療所事務局長)

Q・コロナが二類から五類に変更された場合の対応について。

A・五類に変更された場合でもワクチン接種に係る助成を村で検討していきたいと考えます。

厚生労働省では新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直しに向け、検討を始める方針を固めました。この検討により二類から五類に見直された場合、費用は保険診療の自己負担となり、各種制限等も強制的にはできなくなります。村では、五類に引き下げとなった場合でもワクチン接種に係る助成を検討していきたいと考えています。

(保健福祉課長)

Q・今後の感染対策も含めた経済活動支援について。

A・村民の皆様には我慢を強い状況が解消されるまでは、感染拡大防止と経済活動支援を継続して行きたいと考えます。

(村長)

や年末年始など人流が発化する時期を迎え、これまで以上に気を引き締めて対応していきたいと考えており、医療が逼迫してくることにしても村民の皆様にはご理解いただき感染防止にご協力いただきたいと考えております。

経済対策について、村では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、これまでつちのこ商品券、食事・弁当券の配布、白川茶新茶販売促進事業、事業継続支援事業、農業持続化支援事業として水稲と茶農家の支援等実施等、様々な部分への支援策を行っているところですが、次年度以降、このような臨時交付金があるのかは定かではありませんが、村民の皆様には我慢を強い状況が解消されるまでは、小さな村ならではの小回りの利く体制を十分にかかして、感染拡大防止と経済活動を継続するといった困難な局面を乗り越えてまいりたいと考えています。

一般質問（今井美和議員）

・東白川村の人口減少と移住定住施策について



Q・策を講じなかった場合の十年後の村の人口について。

A・村の人口は十一月一日付で二千百十五人です。十年前から四百七十四人減少しました。これから十年後、何も策を講じなかった場合の人口について伺います。

Q・一〇三〇年で千五百五十三人と想定されます。

（地域振興課長）

国立社会保障・人口問題研究所が平成三十年に推計した総人口の見込みに対策をしなかった場合として5%低下すると仮定しますと二〇三〇年で千五三三人、二〇三五年で千三百五十三人と想定されます。

Q・人口が減ると何が問題になるのか。

A・人口の減少とはいわゆる少子高齢化の進展であり、村においては、事業者の廃業、生活に必要な様々な機能が消えていくこと、経済的な負担の増加等が考えられます。

（地域振興課長）

人口の減少とはいわゆる少子高齢化の進展であり、村においては、事業者の廃業、これが進めば村外に仕事を頼まなければならなくなること、住民生活に必要な様々な機能が消えていくこと、公共インフラの一世帯あたりの負担の増加すること等の問題が生じると考えられます。

Q・移住・定住施策をどのように考えているのか伺います。

A・定住促進条例に目的を掲げ、政策を進めています。

（地域振興課長）

移住・定住政策については、村の定住促進条例に本村の過疎化現象及び少子高齢化を緩和し、人口増加と定住促進を促し、活力に満ちた魅力ある村づくりを推進することと目的を掲げ政策を進めています。

Q・空き家を活用した移住定住施策について。

A・つながるナビ事業により移住者数は着実に伸びている状況です。

（地域振興課長）

令和元年度から現在ま

での空き家バンクの成約件数は二十六件で、年間目標の十二棟におおむね達成できている状況です。つながるナビ事業、空き家バンクを通じて転入した移住者は、令和二年度は六名四世帯、令和三年度十五名六世帯、令和四年度十三名四世帯であり、着実に伸びている状況です。

つながるナビ事業は、人口対策を目的とし、令和元年七月から事業を開始しました。年間十二棟の空き家に移住者が入居することを目標としています。それまでの空き家は、売買、賃貸だけでしたが、新たに寄附を加え、さらに家財処理を村が請け負うことに承諾いただき、移住者が住むことに理解いただけるよう変えたところ、空き家の流動化が進み始めました。それに併せて、残家財の中で再利用可能な家具などを自由にお使いいただける仕組みも取り入れていきます。

Q・村営住宅を増やしていく考えについて。

A・常に検討をしていますが、定住補助金の活用を進めながら村営住宅の利活用が出来るように取り組んでいます。（村長）

村営住宅は世帯用と個人用合わせて五十二棟あり、ほとんどが満室です。入居から退去までの期間、長期化する傾向にあるため、村営住宅を希望される方への提供が難しくなっています。

村営住宅を増やすことについては常に検討していますが、現状としては、空き家の改修もしくは新築物件を建てられる方に対して、定住補助金の活用を積極的にお勧め等をしなが、村営住宅の利活用も促進できるように取り組んでいます。

Q・集落・自治会の存続について。

A・人口対策を行うこと、集落支援機構を通じた自治会支援をしていきたいと考えます。（総務課長）

Q・さらに人口を増やすためには村の良さをアピールしていく必要があると考えます。村の考えを伺います。

A・若者が住みたいと思っただけの環境を整えていくことが最も重要と考えます。（村長）

子育て世代の二十歳から四十九歳の年代、この年齢層の人口を増やすことが一定の増加となる可能性があります。若者が住みたいと思っただけの環境を整えていくことが最も重要であり、移住・定住施策のつながるナビ事業を着実に進めながら、さらに子育て環境、教育環境、就業環境、それぞれの分野において若者が望む環境整備を整える、こういったことが将来の若者世代の期待に応えることになり、その施策を積極的に取り組むことが村の将来の人口減少に少しでも歯止めをかけることになると思っております。

このアピール方法として、若者向けにSNSを活用して、村のホームページへ誘導をしていくといった方法も必要と考え、さらに充実を図ってまいりたいと考えています。

議会のあしあと

・加茂東部三町村議会議員交流研修会

令和四年度 加茂東部三町村議会議員交流研修会を開催

十二月十三日、白川町にて七宗町、白川町、東白川町の町村議会議員の交流研修会が行われました。

研修の講師は中部国際医療センター副院長の山田実貴人先生で、可茂地域の救急医療についてご講演いただきました。

講演では救急医療体制はしっかりと整えていきたいが、医師の働き方改革、医師不足等で受け入れが困難になることがあるという現状。そうならないために医師を確保し住民の安心安全の為にどうしたらいいのか。早急に考えなければならぬ問題を話されました。

まずは二次救急の指定を受け可茂地域の救急体制の強化が必要です。この講演で救急体制がひっ迫している現状を知り、中濃地域の医師は特に少なく、皆さん大変な思いをされていることを知りました。

村民が安心して生活で

きる様、私たち議員がこの状態をしっかりと伝え、医療整備に力を入れていただきたいと思えます。

講演会終了後はみかわドームにてモルックという競技を体験しました。木の棒を投げて点数で競うだけの簡単な競技なのですが、夢中になってしまいました。手と頭を使うチーム戦のゲームで、子供から高齢者まで誰でもできます。機会があればまたやりたいと思いました。

令和四年度第四回臨時会を十一月十一日に開会

議案等は、条例改正四件、補正予算五件を議決し、同日閉会しました。

◆条例改正

①東白川村常勤の特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

②東白川村常勤の特別職員の令和四年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について
③東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例について

④東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

いずれの改正も、人事院勧告を受けて勤勉手当等の支給率と職員の初任給及び若い世代の職員の給与改定を行いました。

◆補正予算

①令和四年度一般会計補正(第六号)
補正額六千四百三十七千円増

農業持続化支援金千万円、令和四年度価格高騰緊急支援給付金事業千四百八十二万六千円、ワクチン接種費用負担金三百六十四万四千円他。
②令和四年度国民健康保険特別会計補正(第二号)
補正額五万五千円増額

③令和四年度簡易水道特別会計補正(第二号)
補正額二万円増額

④令和四年度下水道特別会計補正(第三号)
補正額四万九千円増額

⑤令和四年度国保診療所特別会計補正(第四号)
補正額百三十四万六千円減額

議員のひびくと

(二〇一九年十二月一日)

中国の武漢で原因不明の肺炎を発症した患者検体の解析により、原因は新型コロナウイルスであることが明らかになり、その後、武漢で感染者が増え続けた。この新型コロナウイルスのゲノム配列は、中国の広州で二〇二〇年三年に流行した重症急性呼吸器症候群の原因となったコロナウイルスやそれに近縁のコウモリコロナウイルスに類似していることがわかり、最も近縁の祖先になっている可能性が示唆されたことなる。コウモリや他の動物にどのようなコロナウイルスが感染しているのか詳しく調べれば明らかになるのかもしれないがこの謎の解明にはしばらく時間がかかりそうだ。

り、社会生活や経済に甚大な影響が及んでいる。感染が沈静化してきた頃に新たな変異株に置き換わり感染が続き今年で四年目現在のコロナウイルスは重症例が少なく無症状感染者の比率が高いため、根絶することは困難であるといわれている。自然の摂理と向き合い、日常生活の不自由さや経済へのダメージを一日も早く解消して行くことが大切だろう。

「コロナ禍が長引くことを望む人はいない。ワクチンや薬の効かない変異株が今後出現すること、新たなウイルスが動物からヒトに飛び火してパンデミックを引き起こすことも想定しておく必要があるだろう。その時どう振る舞い、どう対応するのかで混乱を招かないことになるものだと思う。以前のような生活を取り戻すことはむりであつても少しでも安心して生活できる日が来ることを願うものです。」

文責 樋口 春市